

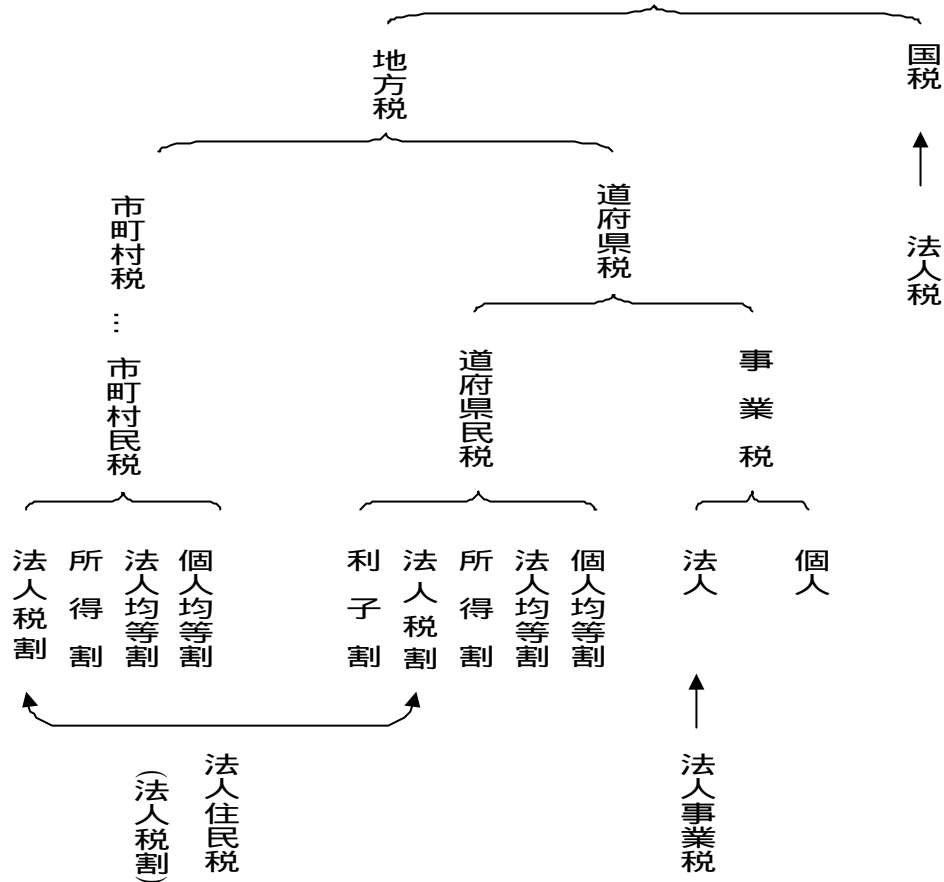
(図表及び付注)

目 次

図表 1 - 1	法人課税の種類と税率	22
図表 1 - 2	法人税の課税所得計算の仕組	23
図表 1 - 3	企業会計上の利益と税法上の所得との関係	24
図表 1 - 4	設備投資及び減価償却費の推移	25
図表 1 - 5	主要国の法人実効税率の推移	26
図表 1 - 6	法人税収の一般会計税収に占める比率の推移	27
図表 1 - 7	法人所得税額の対税収総額比の国際比較	28
図表 1 - 8	資本金階級別の欠損法人割合の推移	29
図表 1 - 9	資本金階級別の法人税額 (平成 12 年分)	30
図表 1 - 10	企業関係租税特別措置による減収額 (平成 14 年度)	31
図表 1 - 11	企業関係租税特別措置減収額の法人税収に対する割合	32
図表 1 - 12	企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較	33
図表 2 - 1	法人実効税率の国際比較	34
図表 2 - 2	先進諸国における平均法人税率の推移	35
図表 2 - 3	我が国の法人の実効税負担率と「実効税率」の推移	36
図表 2 - 4	法人の実効税負担率の国際比較	37
図表 2 - 5	資本金階級別税負担 (国税分) の国際比較	38
図表 2 - 6	各産業における実効税負担率の国際比較 (一時差異除く)	39
図表 2 - 7	各産業における税負担額の国際比較	40
図表 2 - 8	各産業別の項目別寄与度	41
図表 3 - 1	法人税率引下げのマクロ経済への影響 (モデル図)	44
図表 3 - 2	我が国における法人税率引下げの経済効果の分析例	45

図表 3 - 3	設備投資関数の推計結果	46
図表 3 - 4	我が国の対外・対内直接投資額の推移	47
図表 3 - 5	対内直接投資額の国際比較及び GDP 比率	48
図表 3 - 6	外資系企業から見た日本での事業活動の問題点等	50
付注 1	マクロデータからみた企業の税負担の国際比較について	52
付注 2	個別企業の税負担の国際比較について	56
参考図表	企業関係租税特別措置一覧 (76 項目)	62

図表 1 - 1 法人課税の種類と税率



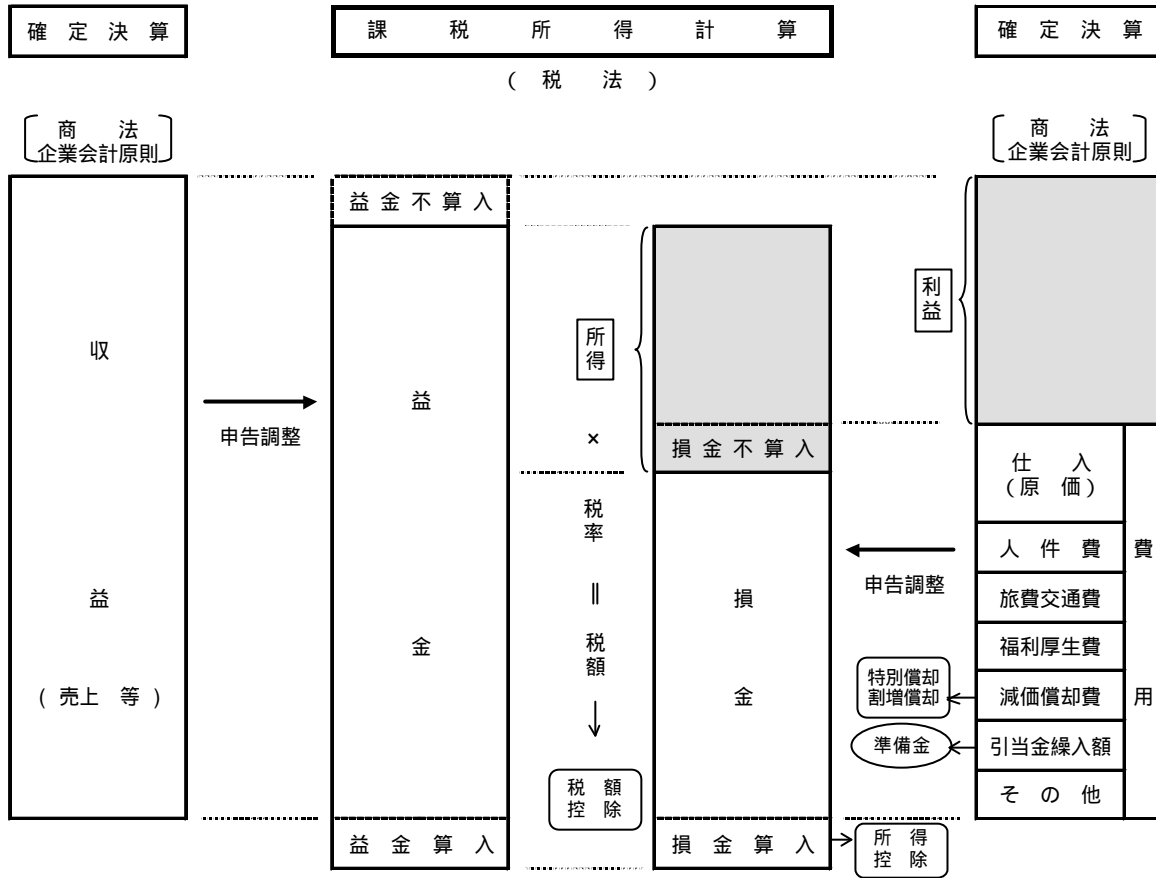
区 分		表 面 税 率		
税 目		年400万円以下	年400万円～年800万円	年800万円超
日 本	[平成13年度]			
	法人税	22.00%	22.00%	30.00%
	道府県民税	1.10	1.10	1.50
	市町村民税	2.71	2.71	3.69
	事業税	5.00	7.30	9.60

区 分		調 整 後 (「実 効 税 率」)		
税 目		年400万円以下	年400万円～年800万円	年800万円超
日 本	[平成13年度]			
	法人税	20.95%	20.50%	27.37%
	道府県民税	1.05	1.03	1.37
	市町村民税	2.58	2.52	3.37
	事業税	4.76	6.80	8.76
	(計)	29.34	(計) 30.85	(計) 40.87

(注) 資本金等が1億円(法人事業税については1,000万円)以下の法人に対しては、年所得が800万円以下の部分について法人税及び法人事業税で軽減税率がそれぞれ適用される。さらに、法人事業税では年400万円以下の部分についてはさらなる軽減税率が適用となる。ただし、法人事業税については、資本金等が1,000万円以上であって3以上の都道府県に事務所等を有する場合には何れの場合も軽減税率は適用されない。なお、法人住民税(法人税割)については、法人税額を課税標準としている。

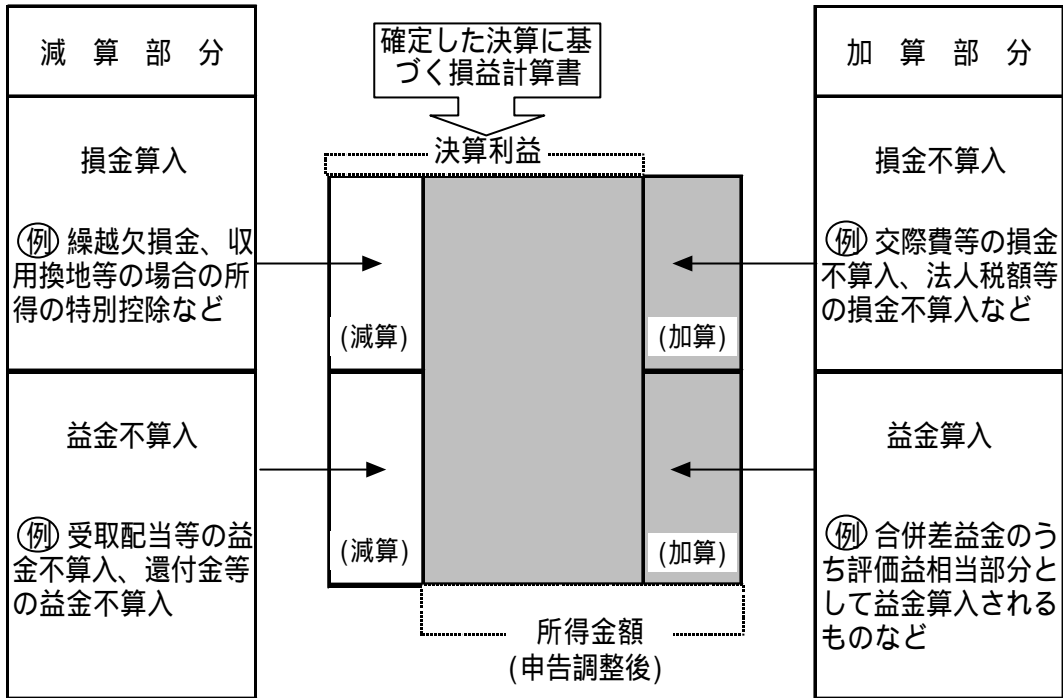
(出所) 島田晴雄「法人課税改革」、財務省「財政金融統計月報」

図表 1 - 2 法人税の課税所得計算の仕組



- (注) 1. 日本の法人税制は、企業会計上の確定した決算に基づき、所要の税法上の調整を行い、税法上の所得を計算するという方式を採っている。(「確定決算主義」)
2. なお、米国の税法では、ごく一部の会計処理を除いて企業会計と税務会計は別個に独立して行われることが多いとされる。(「分離主義」)
- (出所) 政府税制調査会資料

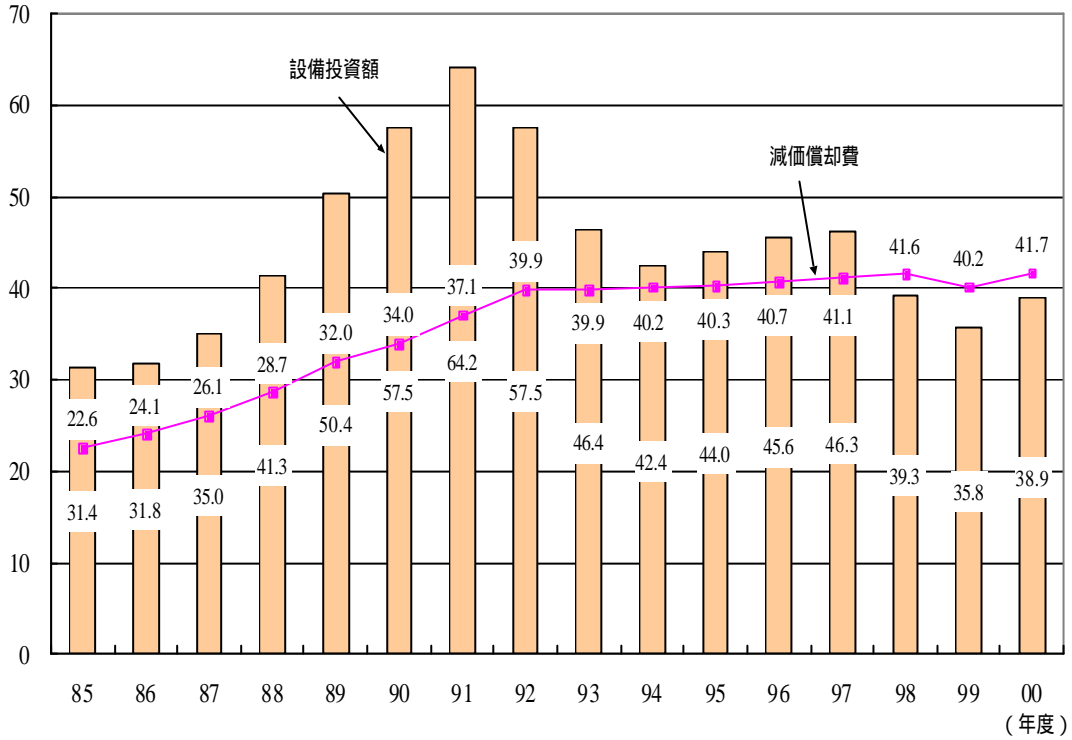
図表 1 - 3 企業会計上の利益と税法上の所得との関係



(出所) 松上編「図解法人税」(平成 13 年版)

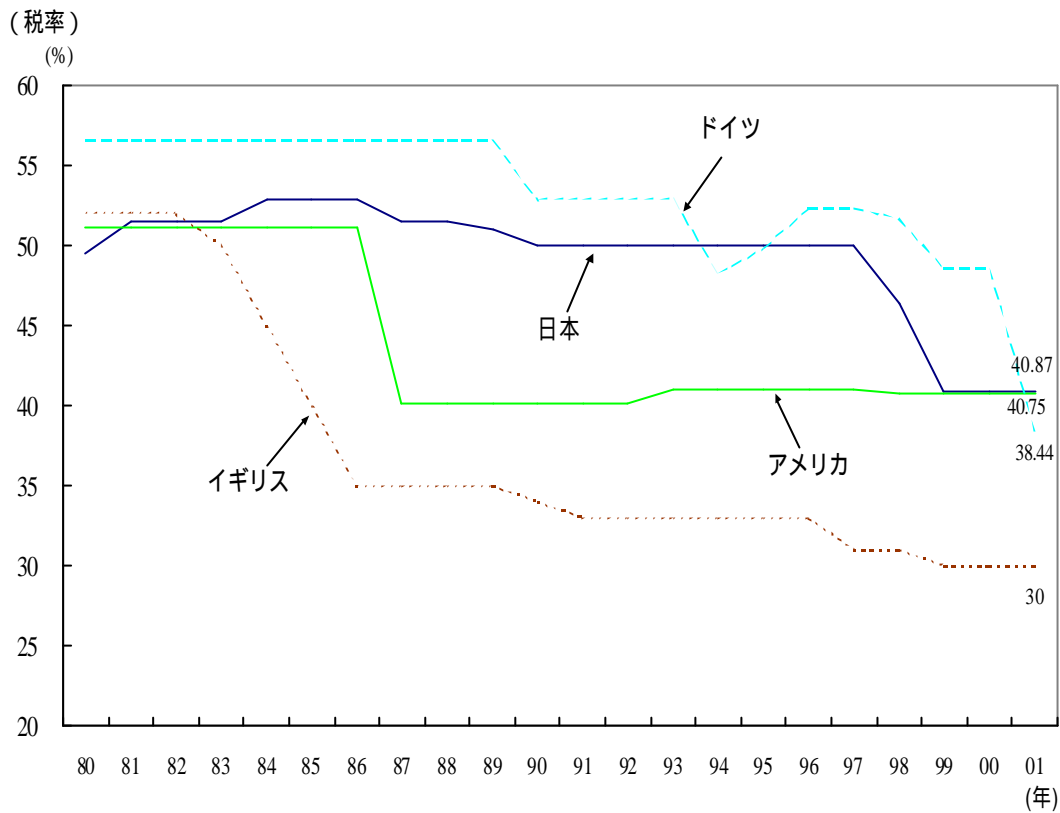
図表 1 - 4 設備投資及び減価償却費の推移

(単位：兆円)



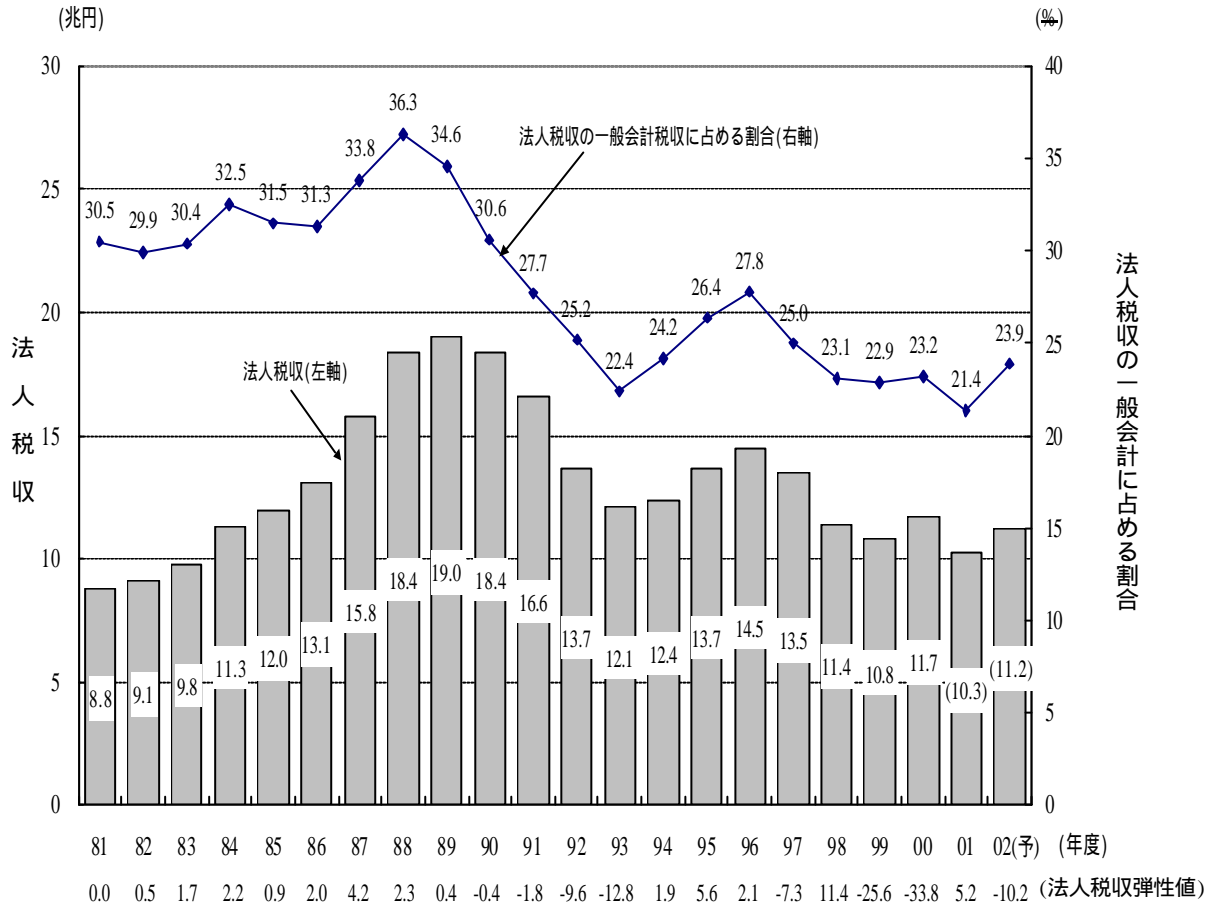
(備考) 財務省「法人企業統計年報」による。
 (出所) 政府税制調査会資料

図表 1 - 5 主要国の法人実効税率の推移



(備考) 日本 1. 地方税は標準税率による。
 2. 事業税は、翌年の法人税及び事業税の所得計算上損金に算入されるので、その点を調整している。
 アメリカ 1. 実効税率の計算に当たっては、州法人税(カリフォルニア州の例)は連邦税の損金に算入されるので、その税額を調整している。
 ドイツ 1. 営業税は法人税及び営業税の計算上損金に算入されるので、その税額を調整している。
 (データ) 財務省「財政金融統計月報」より作成。

図表 1 - 6 法人税収の一般会計税収に占める比率の推移

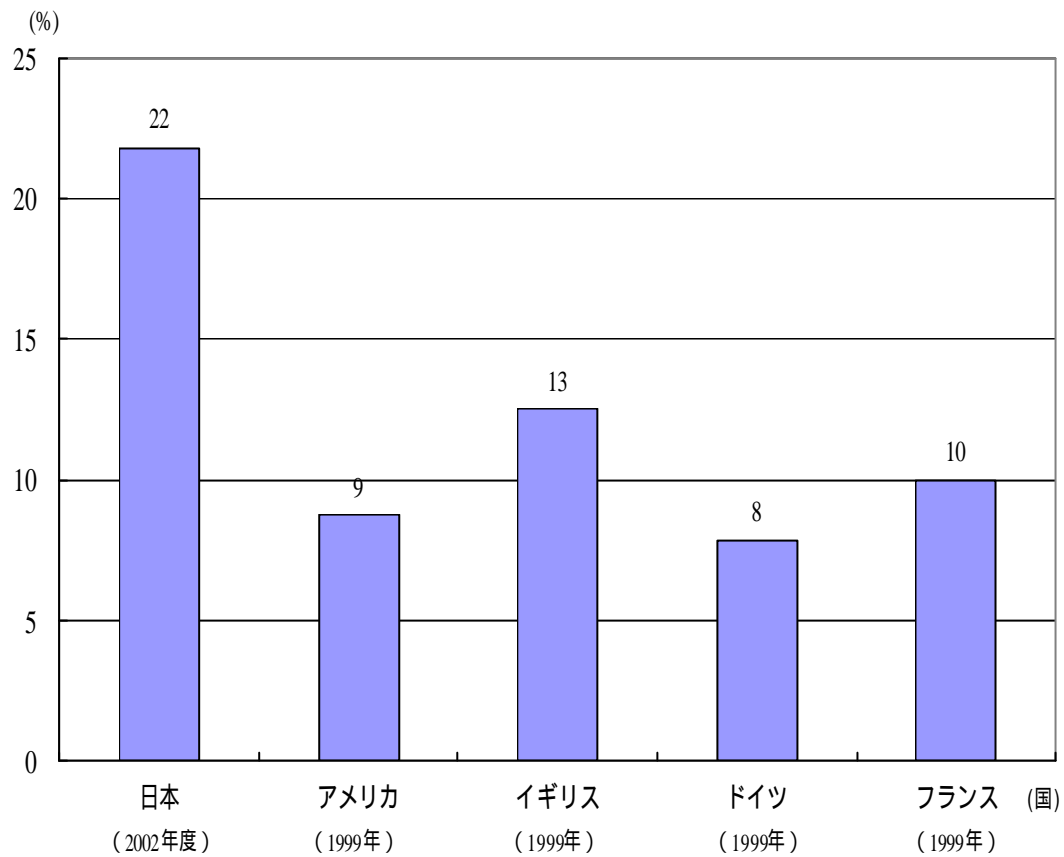


(備考) 1 2000年度までは決算額及び実績、2001年度は決算見込額及び実績見込み、2002年度は予算額及び見通し。

2 法人税収弾性値 = 法人税収増加率 / 名目 GDP 増加率

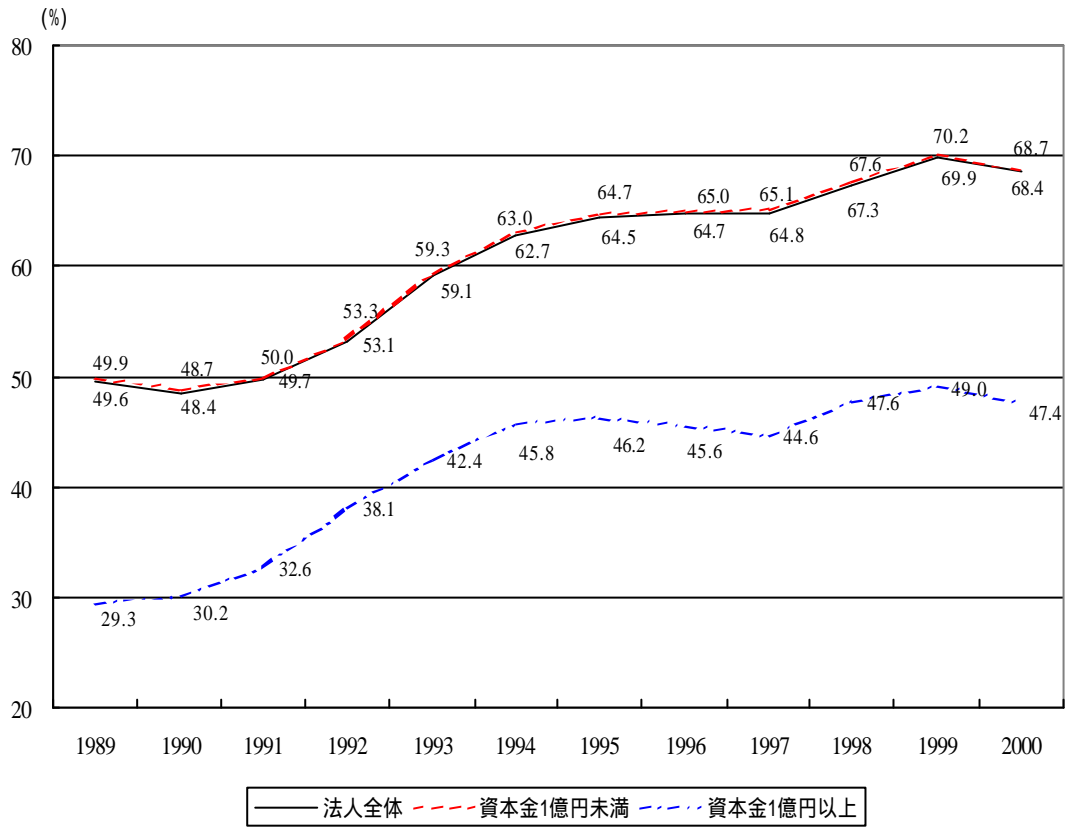
(データ) 内閣府「国民経済計算」「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」、財務省「財政金融統計月報」等より作成

図表 1 - 7 法人所得税額の対税収総額比の国際比較



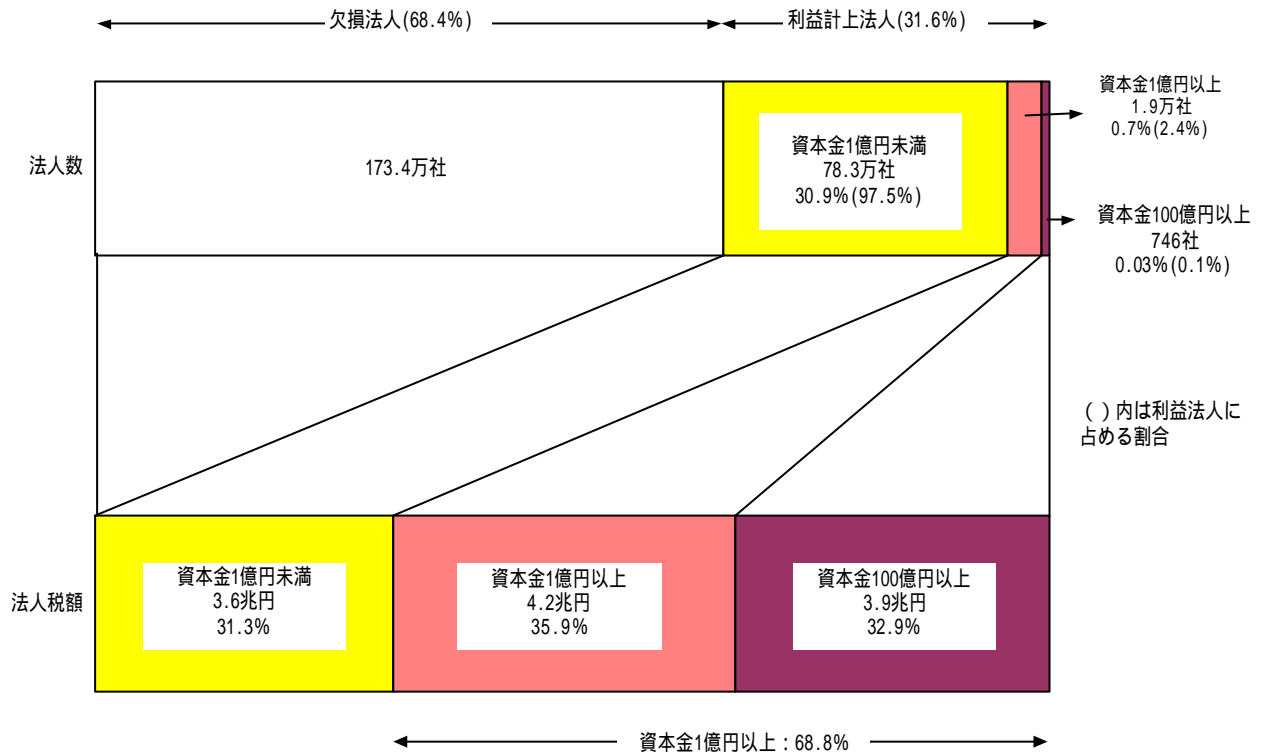
(備考) 法人所得税額の対税収総額比 = 法人所得税額(地方税含む) / 税収総額(国税 + 地方税)
(データ) 日本は2002年度予算ベース。日本以外はOECD「Revenue Statistics 1965-2000」により作成。

図表 1 - 8 資本金階級別の欠損法人割合の推移



(データ) 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」より作成。

図表 1 - 9 資本金階級別の法人税額（平成 12 年分）



(備考) 平成 12 年 2 月 1 日から平成 13 年 1 月 31 日までの間に終了した事業年度についての計数。
 (データ) 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」より作成。

図表 1 - 1 0 企業関係租税特別措置による減収額（平成 14 年度）

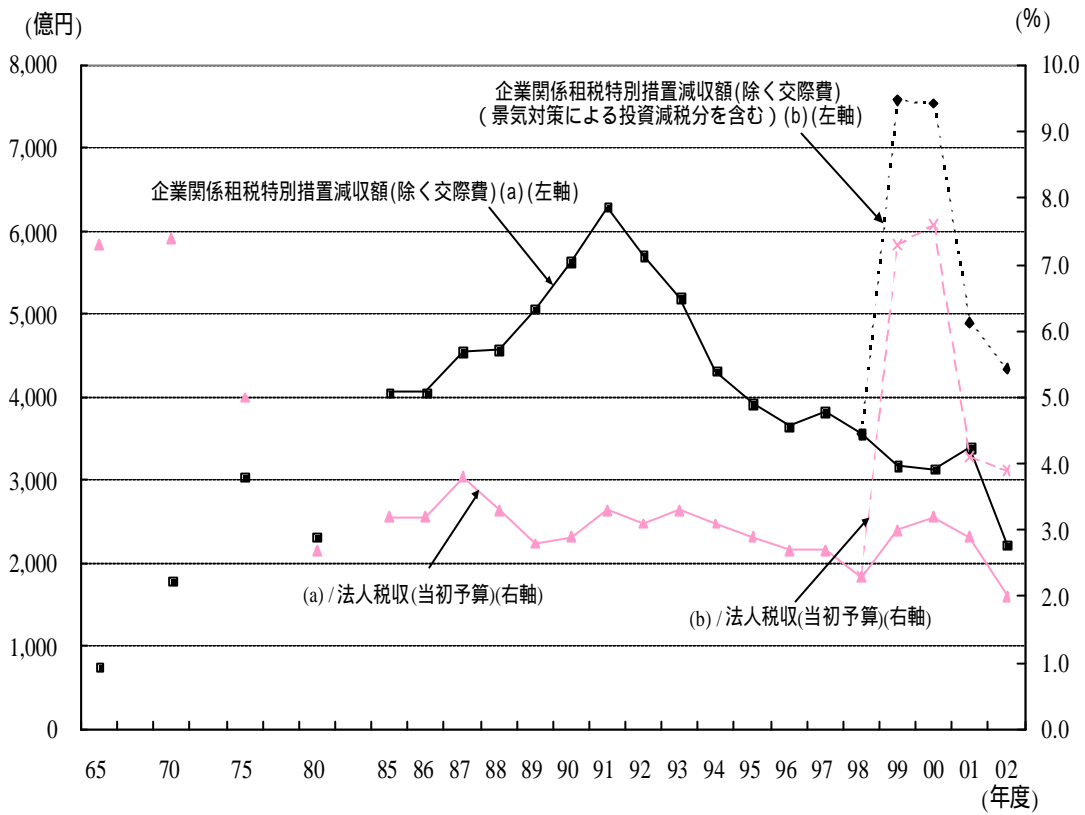
（単位：億円）

項 目	平年度減収額
中小企業投資促進税制	2,060
エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	380
増加試験研究費等の税額控除	320
使用済核燃料再処理準備金	300
同族会社の留保金課税の特例	270
原子力発電施設解体準備金	180
異常危険準備金	140
医療用機器等の特別償却	100
新幹線鉄道大規模改修準備金	100
中小企業等基盤強化税制	90
公害防止用設備の特別償却	70
特定地域における工業用機械等の特別償却	40
特定高度技術産業集積地域産業用設備の特別償却	30
特定電気通信設備等の特別償却	30
特別修繕準備金	30
船舶等の特別償却	20
再商品化設備等の特別償却	20
経営基盤強化計画等に係る機械等の割増償却	20
プログラム等準備金	20
沖縄の特定地域における工業用機械等の税額控除	20
特定の基金に対する負担金等の損金算入	20
事業革新設備等の特別償却	10
特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却	10
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	10
倉庫用建物等の割増償却	10
海外投資等損失準備金	10
ガス熱量変更準備金	10
日本国際博覧会出展準備金	10
農業協同組合等の課税の特例	10
合 計	4,340

（備考）租税特別措置のうち減収額の計上されている項目について掲げている。

（出所）政府税制調査会資料

図表 1 - 1 1 企業関係租税特別措置減収額の法人税収に対する割合



(データ) 政府税制調査会資料より作成。

図表 1 - 1 2 企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較

年 度	改正前 項目数	整理合理化項目		創設項目数	改正後項目数
		廃止項目数	縮減合理化 項 目 数		
昭和 5 1	9 8 件	9 件	5 0 件	4 件	9 3 件
5 2	9 3	2	2 7	0	9 1
5 3	9 1	1 1	2 6	3	8 3
5 4	8 3	5	2 5	4	8 2
5 5	8 2	1 0	4 9	1	7 3
5 6	7 3	1	2 2	1	7 3
5 7	7 3	4	2 0	1	7 0
5 8	7 0	2	3 2	5	7 3
5 9	7 3	2	1 4	4	7 5
6 0	7 5	4	2 8	1	7 2
6 1	7 2	3	1 4	8	7 7
6 2	7 7	4	2 6	8	8 1
6 3	8 1	3	1 3	3	8 1
平成 元	8 1	2	3 0	2	8 1
2	8 1	5	1 7	6	8 2
3	8 2	3	2 3	1	8 0
4	8 0	3	2 3	4	8 1
5	8 1	0	1 9	4	8 5
6	8 5	6	1 8	3	8 2
7	8 2	4	2 3	1	7 9
8	7 9	4	2 3	2	7 7
9	7 7	2	2 5	2	7 7
1 0	7 7	1	3 2	5	8 1
1 1	8 1	4	3 1	2	7 9
1 2	7 9	0	3 1	1	8 0
1 3	8 0	2	3 2	0	7 8
1 4	7 8	1 0	2 4	8	7 6

(注) 上記の計数は、減収効果のある企業関係租税特別措置についてとりまとめたものである。

なお、上記のほか、経済対策として1項目がある。

(出所) 政府税制調査会資料。